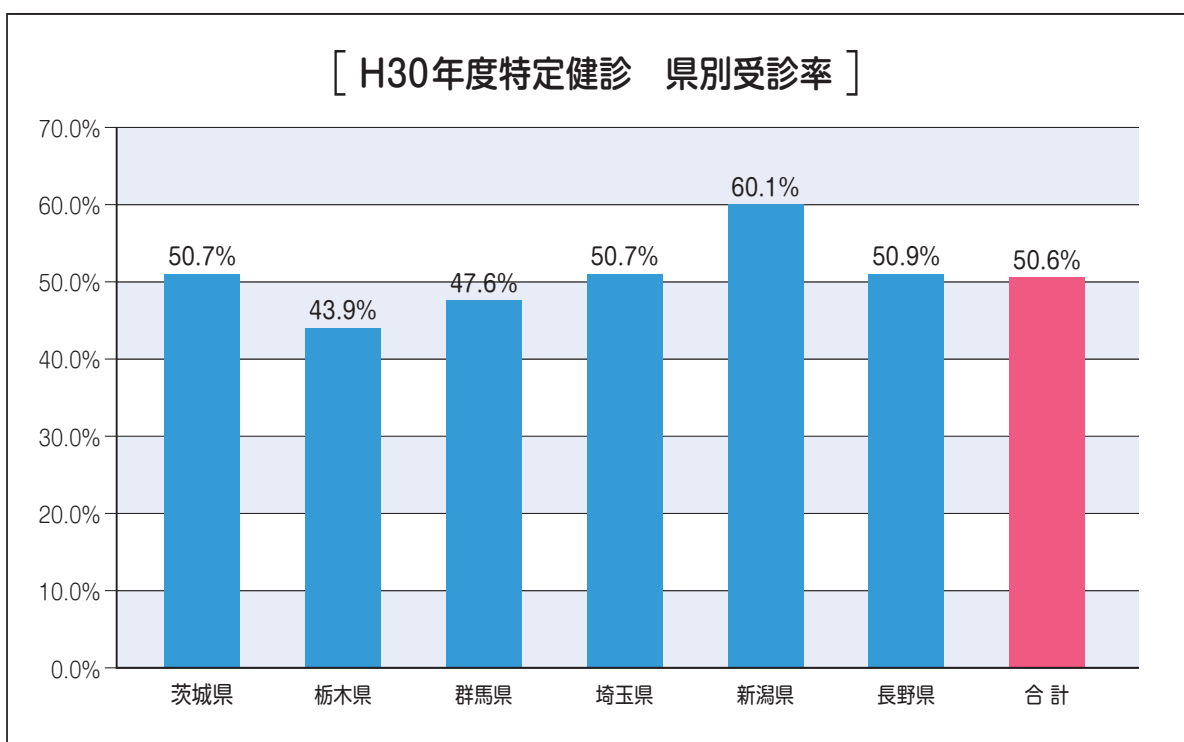


# 税理士国保の データヘルス

特定健診及び特定保健指導は、国から各保険者に義務づけられた制度で、保険者ごとに目標率が設定されています。国保組合の特定健診の目標率は70%以上、特定保健指導の目標率は30%以上とされています。

グラフは平成30年度の当組合の特定健診の受診率です。



特定健診・特定保健指導の受診率・利用率については、率に応じて国から評価され、交付金額が増減されます。減算され、尚且つ組合の医療費も増大すれば、組合財政が厳しくなり、皆様の保険料値上げを検討せざるを得なくなります。

受診率の向上には特定健診対象者様のご理解・ご協力が必要になります。

人間ドック等の健康診断を個別に受けている方や事業所健診を受けている方で今まで健診結果を組合に提出したことがない方は、健診結果のご提出にご協力をよろしくお願いいたします。健診結果をご提出いただいている方には厚くお礼申し上げます。(6、7ページをご参照ください)

※健診結果等の個人情報は、組合で適正に管理し、集計・分析・保健指導・受診勧奨等の保健事業の目的で使用いたします。